

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023 年 6 月 29 日

【発行者の名称】

株式会社サンフェステ
(Sun Feste Corporation)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 谷 龍一郎

【本店の所在の場所】

京都府亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目12番1号

【電話番号】

0771-21-1818

【事務連絡者氏名】

執行役員総務部長 中西 吉久

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 三宅 卓

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社サンフェステ
<https://www.sunfeste.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 26 期	第 27 期	第 28 期
決算年月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月
売上高 (千円)	9,031,649	10,375,815	11,868,003
経常利益 (千円)	179,336	125,795	117,779
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	44,729	△39,791	77,075
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)	1,200	220,000	220,000
純資産額 (千円)	138,285	155,516	233,452
総資産額 (千円)	2,191,740	2,596,330	2,688,070
1 株当たり純資産額 (円)	1,152.38	706.89	1,061.15
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	2,500 (—)	— (—)	25 (—)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期 純損失 (△) (円)	372.75	△246.17	350.34
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	6.3	6.0	8.7
自己資本利益率 (%)	38.2	△27.1	39.6
株価収益率 (倍)	—	—	6.9
配当性向 (%)	6.7	—	7.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	234,953	71,237	242,691
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△265,479	△364,798	△128,377
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△81,138	305,407	△58,997
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	34,299	46,146	101,462
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	85 〔169〕	96 〔209〕	106 〔234〕

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。

2. 当社は2021年12月 3 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

4. 第26期及び第27期の株価収益率は、2023年 3 月31日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の期中平均雇用人員（1 日 7 時間45 分換算）であります。

6. 第26期の財務諸表については、ひかり監査法人による監査は受けておりません。

7. 第27期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、ひかり監査法人により監査を受けております。また、第28期の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、ひかり監査法人による監査を受けております。
8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第27期の期首から適用しており、第27期及び第28期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第28期の1株当たり配当額25円には、上場記念配当7円を含んでおります。

2 【沿革】

1994年10月に創業者である渡邊裕昭が酒類専門店の大型ディスカウント店の業態に着目し、サンフェステ本店を創業致しました。1996年5月には、2号店であるサンフェステ千代川店を開業致しました。

なお、会社設立後、現在までの沿革は次のとおりです。

年 月	概 要
1996年6月	株式会社サンフェステ(資本金 10,000 千円)を京都府亀岡市に設立
1996年9月	業務用卸営業を開始
2001年6月	株式会社神戸物産とフランチャイズ契約を締結し、京都府亀岡市のサンフェステ本店に併設して、業務スーパー第1号店である業務スーパー亀岡店を開店
2004年9月	資本金を 45,000 千円に増資
2004年10月	京都府京都市に進出し、業務スーパー太秦店を京都市右京区に開店
2005年4月	酒類卸売免許を取得
2005年5月	酒類卸売事業を開始
2005年6月	資本金を 50,000 千円に増資
2005年7月	滋賀県初出店となる業務スーパー彦根インター店を滋賀県彦根市に開店(後に業務スーパー南彦根店に統合)
2007年6月	資本金を 54,000 千円に増資
2009年2月	大阪府初出店となる業務スーパー西淀川店を大阪市西淀川区に開店
2013年9月	株式会社コメダとフランチャイズ契約を締結し、コメダ珈琲店のフランチャイジーとして、京都府亀岡市にコメダ珈琲店亀岡千代川店を開店
2016年6月	資本金を 60,000 千円に増資
2016年12月	サト・アークランドフードサービス株式会社とフランチャイズ契約を締結し、かつやのフランチャイジーとして、滋賀県大津市にかつや大津瀬田店を開店
2019年3月	業務スーパー西陣店を開店(店内に馳走菜の第1号店を出店)
2019年7月	資本金を 30,000 千円に減資
2021年3月	京都府亀岡市の JR 亀岡駅前に、イタリアンレストラン Azalea(アザレア)を開店
2021年10月	資本金を 90,000 千円に増資
2021年12月	酒類製造事業を開始
2023年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場

3 【事業の内容】

当社は小売事業の業務スーパー事業として業務スーパー18 店舗、酒類小売販売事業として酒小売店3 店舗を展開しており、その他の事業として酒類卸売事業と酒類製造事業と飲食事業を展開しております。

当社の事業に係わる位置付けは、次のとおりであります。

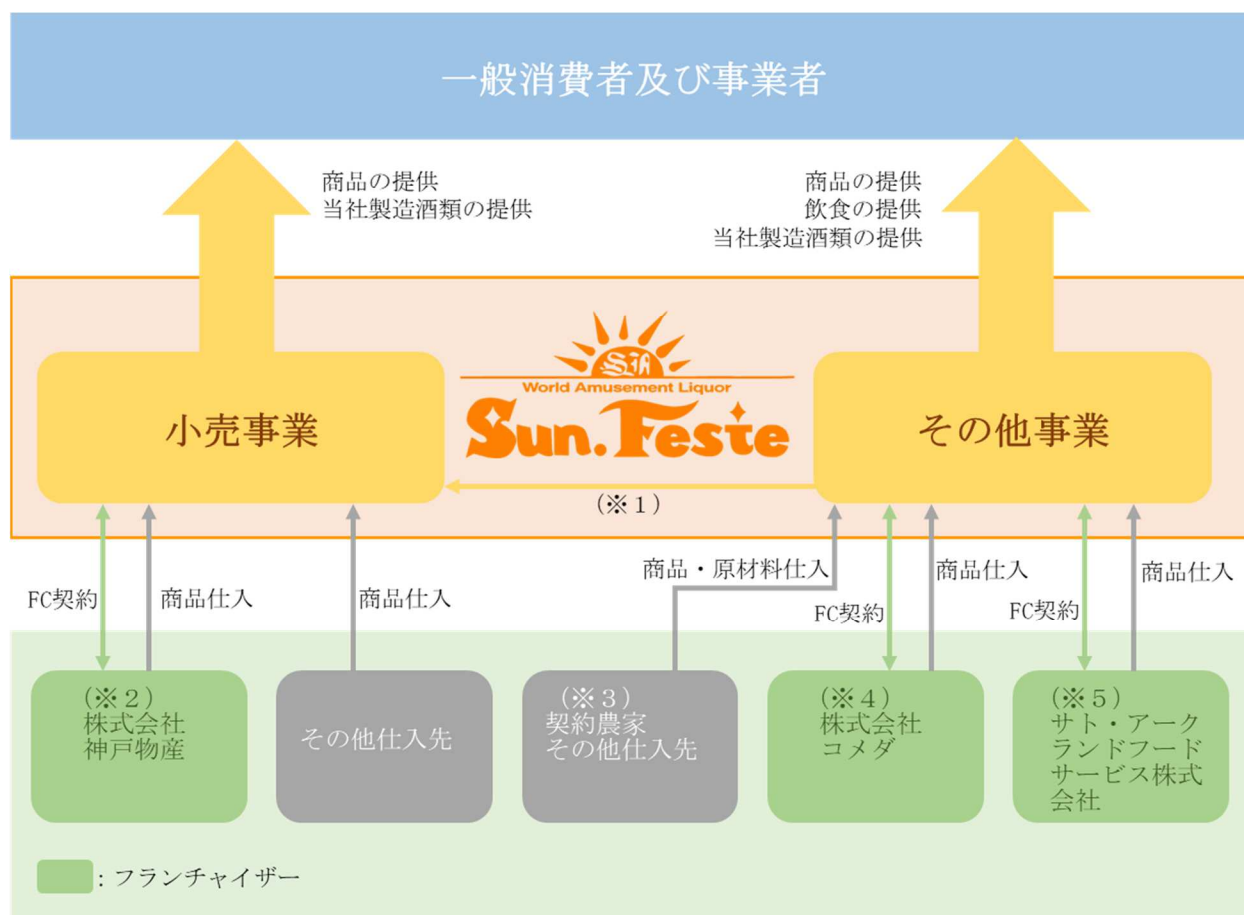
小売事業・・・当社の小売事業は、業務スーパーを運営する業務スーパー事業と酒類小売販売を行う酒類事業で構成されており、それぞれの店舗の営業エリアは京都府を中心として、滋賀県、大阪府にも展開しております。

その他の事業・・・その他の事業としては、京都府亀岡市の特産品である紫芋を使用したオリジナル焼酎を製造する酒類製造事業を手掛けており、そのオリジナル焼酎を全国の百貨店・スーパー・専門店などへ販売する酒類卸売事業も展開しております。

また、飲食事業として、喫茶店の「コメダ珈琲店」、とんかつ・カツ丼の「かつや」及びイタリアンレストラン「Azalea」を営業しています。

事業名	事業分野	事業内容	営業地域	備考
小売事業	業務スーパー事業	家庭用・業務用の幅広い商品を扱う「業務スーパー」「馳走菜」の展開	京都府 大阪府 滋賀県	株式会社神戸物産のフランチャイジー
	酒類小売販売事業	一般のお客様及び料飲店への酒類の販売を行う「サンフェステ」の展開	京都府	酒販店である「サンフェステ」及び料飲店への販売を行う「外販部」とで構成
その他の事業	酒類卸売事業	「古都の煌」「夢乃村咲」などのオリジナル紫芋焼酎並びにナショナルブランド酒類の百貨店・スーパー・専門店などへの酒類の卸売販売	全国	
	酒類製造事業	「古都の煌」「夢乃村咲」などのオリジナル紫芋焼酎等酒類の製造販売	全国	
	飲食事業	喫茶店の「コメダ珈琲店」の展開	京都府	株式会社コメダのフランチャイジー
		とんかつ専門店の「かつや」の展開	滋賀県	サト・アーランドフードサービス株式会社のフランチャイジー
		イタリアンレストラン Azalea	京都府	自社ブランド

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。



(※1) 酒類製造事業で製造した酒類の一部を小売事業を介して一般消費者及び事業者に提供しております。

(※2) 株式会社神戸物産

兵庫県加古川市に本社を置く企業。主に業務用食品の販売を手がけるフランチャイズチェーン(F C)方式のチェーンストアです。

(※3) 契約農家は酒類製造事業の原材料の仕入れ先です。

(※4) 株式会社コメダ

愛知県名古屋市に本社を置く、喫茶店チェーン・珈琲所コメダ珈琲店などを展開している日本の企業です。

(※5) サト・アークランドフードサービス株式会社

大阪府大阪市中央区に本社を置く、とんかつチェーン「かつや」などを展開している日本の企業です。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
106 [234]	40.7	5.3	3,849

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の期中平均雇用人員（1日7時間45分換算）であります。
2. 平均年間給与は、賞与、時間外手当を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
4. 従業員数が当事業年度において10名増加したのは、新規出店に伴う人員増加によるものであります。

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
小売事業	88 [205]
その他の事業	8 [27]
全社(共通)	10 [2]
合計	106 [234]

- (注) 1. 従業員数は役員、顧問、社外から当社への出向者を含まない就業人員数であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の期中平均雇用人員（1日7時間45分換算）であります。
3. 報告セグメントは、小売事業のみであります。
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和されたことにより、経済活動正常化の動きが見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の影響を受けた資源価格の高騰及び急激な円安に伴う物価上昇による個人消費の減速懸念、労働力不足による人材の採用難もあり、先行きに対する不透明感が払拭できない状況で推移することとなりました。

こうした状況の下、当社では小売事業及び飲食事業において、地域の人々の生活に密着した店舗の営業を続けて参りました。

その結果、小売事業においては特に業務スーパー事業で、消費者の根強い節約志向を背景として、その価格競争力が客数及び客単価の増加につながったことで、売上を大きく伸ばしております。小売事業の売上高は、11,542,097千円（前期比13.5%増）となりました。

また、その他の事業の売上高は325,906千円（前期比54.7%増）となりました。

当事業年度での新規出店は、コメダ珈琲店京都洛西店、業務スーパー堺山本町店を4月にオープンしております。今後も積極的な出店を計画しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は11,868,003千円（前期比14.4%増）、営業利益は121,863千円（前期比8.5%増）、経常利益は117,779千円（前期比6.4%減）、当期純利益が77,075千円（前事業年度は39,791千円の当期純損失）となりました。

また、当社における報告セグメントは、小売事業のみであり開示情報として重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末に比べ55,315千円増加し、101,462千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因につきましては、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、242,691千円（前事業年度は71,237千円の獲得）となりました。これは主に、売上債権の増加55,480千円、棚卸資産の増加61,223千円等があったものの、税引前当期純利益117,311千円、減価償却費135,475千円、仕入債務の増加51,059千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、128,377千円（前事業年度は364,798千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出95,398千円、無形固定資産の取得による支出47,700千円、保険積立金の増加による支出13,128千円等があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、58,997千円（前事業年度は305,407千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の増加78,659千円、長期借入金の借入による収入300,000千円があったものの、長期借入金の返済による支出391,858千円、リース債務の返済による支出78,829千円等があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
その他の事業	9,618	874.2
合計	9,618	874.2

(注) 1. 当社はその他事業の一つとして、京都府亀岡市の特産品である紫芋を使用したオリジナル焼酎を製造する酒類製造事業を行っております。

2. 金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

当社は、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
小売事業	11,542,097	113.5
その他の事業	325,906	154.7
合計	11,868,003	114.4

(注) 1. 「その他の事業」については、酒類卸売事業・酒類製造事業・飲食事業の売上高を記載しております。

2. 報告セグメントは、小売事業のみであります。

(4) 仕入実績

当事業年度における仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前期比(%)
小売事業	9,441,298	114.0
その他の事業	122,051	147.1
合計	9,563,349	114.3

(注) 1. 「その他の事業」については、酒類卸売事業・酒類製造事業・飲食事業の仕入高を記載しております。

2. 報告セグメントは、小売事業のみであります。

3 【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社は経営理念として、

- 一、 私たちは、仕事を通じて自己を磨き成長させ、誇れる人づくりを行います
- 一、 私たちは、一人でも多くの方に真心のこもったサービスと商品を提供します
- 一、 私たちは、社会に対して積極的な変化を作り出し、明るく豊かな未来を創造しますと掲げております。

積極的な事業拡大によって、経営理念を実現させることを経営方針としております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境については、他企業の新規出店やインターネット通販との競争にさらされ、また人件費や仕入価格の高騰等により、依然として厳しい状況が続いております。

この厳しい状況から脱却すべく、以下の課題を明確にして取り組んで参ります。

① 人材の確保

昨今の深刻な人手不足は、当社もその渦中にあり、優秀な人材の確保は重要かつ最優先課題です。新卒採用及び中途採用を積極的に進め、真心のこもったサービスと商品を提供するために、人材の育成に注力して参ります。また、非正規雇用から正規雇用である正社員への登用が多いことが当社の特徴であり、引き続き人物本位・能力重視での採用を徹底して参ります。

② 収益基盤の確保

新型コロナウイルス感染症拡大によって、我が国の生活環境は様変わりしました。今後、生活様式の変化が多方面で続いていくと予測されています。その変化の流れで業務スーパー事業が当社収益の柱となっておりますが、業務スーパー事業の需要増加傾向は今後も続くと思込んでおり、積極的な出店を続けることで安定した収益の基盤として参ります。

更に、飲食事業も大きな転換期を迎えております。当社では「業務スーパー」「コメダ」「かつや」という異なる3つのフランチャイズチェーンに加盟することで、人材育成、接客サービス、商品開発、衛生管理など、業種や業態の違いによる店舗運営ノウハウの蓄積を重ねております。これらを踏まえ、今後も時代を先取りした飲食事業の研究を続け、新規出店を続けることで新たな収益の柱を育てて参ります。

③ ガバナンス体制の強化

当社は、様々な事業活動を行っており、それぞれの分野での関係諸法令の遵守が求められております。これは、我が国で企業活動を行っていく上で、企業としての社会的責任であると考えております。そのため社外監査役に公認会計士を招聘し、内部監査部に専任者を就け、定時取締役会に加えて役員ミーティングを毎週開催としたことでガバナンス体制の強化を図り、社内の管理体制を整え、役員・社員のコンプライアンス意識も高めて参ります。それが、お客様に対して安全安心な商品とサービスの提供、ステークホルダーの方々への貢献につながると考えております。

④ 株式会社神戸物産の関係維持

当社の売上の大半は株式会社神戸物産が展開する業務スーパーのF C事業によって構成されています。そのため、フランチャイザーである株式会社神戸物産との関係を維持継続することは非常に重要であると考えております。現在も良好な関係を維持しておりますが、今後も引き続き同社との関係の維持継続に努めて参ります。

4 【事業等のリスク】

本発行情報に記載した事業の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものでありますが、当社株式投資に関する全てのリスクを網羅したものではありませんので、ご留意ください。

(1) 当社の事業内容について

当社は、株式会社神戸物産と締結したフランチャイズ契約に基づき、小売事業の「業務スーパー」を多店舗展開しております。また株式会社コメダ及びサト・アークランドフードサービス株式会社と締結したフランチャイズ契約に基づき、各々「コメダ珈琲店」「かつや」を展開しております。

そのため当社は、フランチャイザーのイメージで多店舗展開していることになり、フランチャイザー又は他のフランチャイジーにおいて、風評被害等の悪影響が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、フランチャイジーはその運営方針をフランチャイザーの経営方針に委ねており、その商品政策や経営状況等の変化により、来店客数の減少や客単価の低下等を招き、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 神戸物産との関係について

① フランチャイズ契約について

当社は、株式会社神戸物産（以下、「神戸物産」とします。）と締結したフランチャイズ契約に基づき、「業務スーパー」を展開しております。当該契約につきましても、神戸物産との申し合わせにより、既存の他社フランチャイジーの営業地域に過度に干渉しないよう、当社の営業地域が限定されております。したがって、当社が同ブランドを使用して事業を拡大していくためには、既存フランチャイジーの営業地域を考慮しながら、新たにフランチャイズ契約を締結する必要があります。

また、当該契約については、契約の解除条項を規定しております。現時点において、契約の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、業務スーパー事業の売上高は当社売上全体の 90.8%（2023 年 3 月期）を占めており契約が解除された場合には、当社の事業継続が甚だ困難となる可能性が著しく高いと考えられますので、当社の経営成績及び財政状態に著しい影響を及ぼす可能性があります。当該契約は、下記の事象が発生した場合には、同社から事前の通知または催告無しで契約を解除することができるものと定められております。

- ・業務スーパーやそのシステムなどについての機密を漏洩したとき
- ・契約店舗以外で業務スーパーやそのシステムと同一もしくは類似の営業活動を行ったとき
- ・フランチャイズ本部に対する債務の弁済を履行しない等、信用状態が悪化したとき
- ・反社会的勢力となることや、反社会的勢力を利用した行為を行ったとき
- ・その他、契約や規定等に違反したとき

② 出店政策について

a. 新規出店

当社が展開する小売事業は、フランチャイズ契約に基づいた「業務スーパー」の展開であります。これらの店舗につきましては、採算性を踏まえた上で、立地条件、同業他社との競合状況、市場規模等を総合的に勘案し、計画的かつ積極的に店舗展開を行っていく方針ですが、諸条件を満たす物件が確保できず、出店計画に変更、延期等が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応につきましては、立地条件や商圈分析の調査と合わせて、法規制の内容を詳細に検討し、計画通りに出店できるよう努めております。

b. 賃借物件への依存

当社が展開する店舗の大部分は、賃貸人からの賃借物件となっております。これは資産の固定化を回避するとともに、機動的な出退店を可能にするためのものであります。しかしながら、賃借物件の場合には、賃貸人側の事情により対象物件の継続使用が困難となる場合があります。また、賃貸人に差し入れている敷金、保証金及び建設協力金について、賃貸人の破綻や経済環境の悪化等の事由により一部または全額の回収が不能となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、賃貸人に対して当事業年度末時点において 152,625 千円の保証金並びに敷金を差し入れておりますが、このうちの一部が倒産その他の賃貸人に生じた事由により回収できなくなるリスクがあります。当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりません。当該リスクへの対応につきましては、賃貸人との良好な関係を築き、情報収集に努めております。

c. 退店

当社が展開する小売事業及び飲食事業の店舗は、上記のとおり、計画的かつ積極的に出店を進める方針ですが、出店後に採算悪化等による退店となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 支配株主との関係について

① 支配株主グループにおける当社の位置づけ

当事業年度末現在での当社の筆頭株主である渡邊裕昭の議決権割合は、62.6%であります。同氏は、株式会社三煌産業、サンスポーツ株式会社、株式会社サンロイヤルを支配し、三煌産業グループを構成しています。また、近親者が出資している企業に株式会社ユニバーサル建設、株式会社吹上工業、山菱建設株式会社、株式会社三煌アグリブレーションシステムがあります。

同グループの主要な事業セグメントは、建設業、不動産業、スポーツ事業、ビジネスホテル事業に分かれており、小売事業、酒類卸売事業、酒類製造事業、飲食事業を営む当社と同グループ各社との間には事業の棲み分けがなされ、競合関係はありません。

② 資本関係

先に述べた通り、三煌産業グループと当社の事業は棲み分けがなされており、独立した事業経営を行っております。同氏は当社の創業者であり前代表取締役社長かつ支配株主ではあるものの、当社の取締役退任後は、経営には一切関与しておりません。当社の経営は、同氏及び三煌産業グループから独立した形で行っており、TOKYO PRO Market へ上場した今後におきましても、独立した事業経営の中で企業価値の向上の実現に努めてまいります。しかしながら、同氏は、当社の株主総会における取締役の任免等の議決権行使を通じて、当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあります。したがって、議決権の行使にあたり、同氏の利益が当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。また、何らかの事情によって、同氏が当社株式をやむを得ず売却することとなった場合、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

③ 取引関係

a. 店舗用地の賃借

当社は、三煌産業グループの株式会社サンロイヤルから直営の飲食店であるアザレア（363 千円）、株式会社三煌産業から酒類販売の小売店であるサンフェステ千代川店（450 千円）の店舗用地を賃借しております（()内は月額賃料）。いずれも、その取引の合理性及び条件の妥当性について、事業上の必要性及び他社との取引条件等を比較し検証を行った上で賃料を設定しております。前者については、事業の重要性及び代替地がないことより継続予定、後者につきましては、適切な移転先が見つかり次第、解消する予定であります。

b. 焼酎に関する取引

当社は、三煌産業グループの株式会社三煌産業から販売用の焼酎を仕入れておりましたが（2022 年 3 月期取引高 4,940 千円）、2021 年 12 月に同事業を譲り受けました。譲り受けにあたっては、製造設備一式を 1,100 千円で購入し、工場用地を月 80 千円で賃借しております。事業、製造設備一式及び賃料については、事業上の必要性及び他社との取引条件等を比較し検証を行った上で、当社にとって不利益とならないように設定しております。

なお、工場用地の賃借については、適切な移転先が見つかり次第、解消する予定であります。

c. 当社商品の販売取引

当社は、三煌産業グループの株式会社サンロイヤル（2023 年 3 月期取引高 13,817 千円）、株式会社三煌産業（2023 年 3 月期取引高 5,688 千円）、サンスポーツ株式会社（2023 年 3 月期取引高 3,820 千円）、株式会社三煌アグリブレーションシステム（2023 年 3 月期取引高 758 千円）、株式会社吹上工業（2023 年 3 月期取引高 102 千円）に対して食品及び酒類を販売しております。いずれも日用品及び贈答用の販売であり、一般顧客と同一条件にて販売しております。

④ 人的関係

当社の役員のうち取締役 5 名は三煌産業での勤務経験はありますが、現在監査役 3 名を含めて全ての役員は三煌産業グループ各社の役員や従業員を兼務している者はおらず、何らの人的関係を有しておりません。

(4) 消費者の動向について

当社は、一般の消費者を主たる対象とする食品小売業を営んでおり、それぞれの営業地域の同業他社の出店や異業種からの参入によって、消費者の動向に変化が見込まれる場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

① 法的規制全般について

当社では、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加えて、食品衛生法をはじめとする食品衛生関連の様々な法的規制を受けております。これらの法令に関して、重大なコンプライアンス上の問題が発生した場合や、法規制の改正に対応するための新たな費用が発生する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 食品衛生法について

当社が運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可証を取得しております。店舗では衛生管理の徹底を図っておりますが、食中毒事故等が発生した場合、所管保健所からの営業許可証の

取り消し、営業の禁止、一定期間における営業停止処分、被害者からの多額の損害賠償などのほか、お客様からの信用の低下により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報について

当社は、事業を通じて取得した顧客が保有している個人情報を保有しております。当社による個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」が適用され、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理は事業運営上の重要事項と捉えております。当社は「情報システム管理規程」、「個人情報管理規程」、「特定個人情報管理規程」を制定し、社内教育等を行うことで、適切な運用に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセスやその他予期せぬ事態により、情報漏洩が発生した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムトラブル（情報リスク）について

当社は、店舗間の情報通信インフラとして様々な通信ネットワークやイントラネットを使用しております。これは商品の調達や販売システムの他、各種商品の決済にも使用しております。システムの運用には万全の対策を施して常に情報システムの安定稼働に努めておりますが、地震・台風などの自然災害、コンピュータウイルスへの感染、火災や停電もしくは電力不足などの外部要因により、情報システムに障害を誘発する場合があります。当社としてはシステム・サーバのバックアップの分散化や、非常用バッテリーの搭載など、障害に備えた対策を構築中ですが、障害の程度が大きくかつ長期間であった場合、それにより当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害及び事故について

当社は、緊急時における社内体制の整備や事故防止の対策を講じております。当社が営業する店舗や施設の周辺において大規模な自然災害や予期せぬ事故等が発生し、店舗や施設に物的損害や人的な被害を被った場合、及び商品やその他資材等の調達先に影響する何らかの事故等が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損について

当社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、毎期、固定資産の回収可能性を検討しております。店舗の収益性に悪化が見られ短期的に回復が見込まれない場合や、保有資産の市場価格が下落すること等により、減損処理が必要となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 繰延税金資産の認識

当社は、将来減算一時差異等に対して、2023年3月末において50,154千円の繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は、将来の課税所得に関する予測等に基づき回収可能性を検討し計上しておりますが、実際の課税所得が予測を大幅に下回った場合等には回収可能性の見直しを行い、回収可能額まで繰延税金資産を取崩すことにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、上記の繰延税金資産は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果はこれらの予測・仮定と異なる可能性があります。なお、法定実効税率等の税制関連の法令改正がなされた場合、繰延税金資産を取り崩すこと等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 有利子負債への依存について

当社は、資金調達につき金融機関からの借入金に多くを依存しており、2023年3月末における有利子負債は1,545,342千円と総資産の57.5%となっています。したがって、金融情勢の変化などにより計画どおり資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 大規模感染症、伝染病等について

世界的に拡大した、新型コロナウイルス感染症のような大規模感染症や、伝染病の流行等による不測の事態が発生した場合には、全社員の就業時間中におけるマスク着用の徹底、出勤時のアルコール消毒と手洗い、体温管理などと共にテレビ会議システムの活用等を実施し、感染症の拡大及びそれに伴う影響を最小限にとどめるための対応等にあたりますが、感染症の影響が当社の想定を上回る規模に拡大することや、緊急事態宣言等の発令により店舗の営業を制限された場合、店舗の休業や営業活動及び現場作業の停止等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) インターネットによる風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みなどによる風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性に関わらず、ブランドイメージの低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。具体的には当社役員や従業員による事件・事故・不祥事や、法令違反などの不適切行為、当社サービスにご満足いただけなかった場合などを想定しております。当社では、当該リスクを最低限に抑えるため、社内でのコンプライアンス研修・定期的な内部監査の実施、内部通報制度の運用、反社会的勢力排除研修等に取り組んでいます。また、風評被害の恐れのある情報を監視するとともに、リスクが認識された場合には、法令・規則に則り迅速に対応する体制を整えています。

(13) 競争激化に関するリスク

当社は、総合スーパー、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の小売企業に加え、低価格を武器としたディスカウントストアやドラッグストア、特定の小売部門に特化した専門店とも競合しております。これらの業態を超えた競争の激化が当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 食品の安全性及び品質の水準低下に伴うリスク

当社は、商品の品質、安全性を経営の最重要課題の1つとして考えており、そのために様々な活動を行っております。食品の安全性と品質保証に対する消費者の関心は、鳥インフルエンザ、残留農薬、アレルギー物質の表示、放射線汚染や食品偽装、異物混入等の問題により近年さらに高まっています。当社は、食の「安全」と「安心」を守るために様々な取り組みを進めておりますが、当社が提供する食品の安全性や品質に対する消費者の信頼が何らかの理由で低下した場合や、当社の取引先における商品の製造過程や店舗等での販売時点において異物混入等が発生し、当社の複数の店舗で当該商品の販売自粛等の措置をとった場合には、食品部門を含む店舗の売上が低下する可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 人件費の増加などに関するリスク

労働人口の減少を背景として採用環境は厳しさを増しており、最低賃金の上昇、社会保険等の負担増加、採用競争の激化等による採用費の増加等、種々の要因により従業員に係る費用が増加する可能性があります。

また、グローバルな地政学上のリスクに伴う仕入価格及び光熱費も高騰が続いております。仕入価格については、適正な販売価格へ転嫁出来るよう努力しております。今後も現行水準のまま高止まりが続く場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 人材の確保と育成について

当社が展開する事業は、その多くが労働集約型であり、事業を遂行する上で労働力としての人材確保が重要であります。優秀な人材を継続的に採用し、その育成を行い、適正な人員配置を実施するなど労働環境を整え、従業員の定着化を図ることが、当社の成長には欠かせないものであると認識しております。このため、事業拡大等に伴う必要な人材の確保と育成がままならない場合、事業の成長が鈍化し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、重要な当該リスクが顕在化する可能性は現時点で認識しておりませんが、人手不足による軽微な影響は発生しております。当該リスクへの対応につきましては、採用活動を通じ、安定して人材の確保ができるよう努めております。

(17) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たされない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大

部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

- c. 当社が財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a. 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

- （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b. 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

- （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

- （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

- ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

- （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b. 当社が前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c. 当社がa及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

- ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

- ⑧ 発行者情報等の提出の遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a. 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- b. 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- ⑩ 法令順守及び上場契約違反等
 - 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
 - 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
 - 当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
 - 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
 - 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
 - 当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。
 - a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d. TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e. TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f. 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
 - 当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 反社会的勢力の関与
 - 当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき
- ⑱ その他
 - 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

フランチャイズ契約

相手方の名称	店舗名	契約内容	契約期間
株式会社神戸物産	業務スーパー亀岡店 (京都府亀岡市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2001年6月28日 更新日：2006年2月24日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー太秦店 (京都市右京区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2004年6月10日 更新日：2009年6月25日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー篠店 (京都府亀岡市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2005年2月7日 更新日：2010年3月30日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー栗東店 (滋賀県栗東市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2006年6月13日 更新日：2011年6月30日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー桂店 (京都市西京区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2007年7月4日 更新日：2012年5月30日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー西淀川店 (大阪市西淀川区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2009年1月15日 更新日：2013年10月9日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー南彦根店 (滋賀県彦根市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2009年6月24日 更新日：2014年6月16日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー北山店 (京都市北区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2012年10月28日 更新日：2017年6月21日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー和泉のぞみ野店 (大阪府和泉市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2014年7月25日 更新日：2019年5月29日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー長岡京店 (京都府長岡京市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2016年2月15日 更新日：2021年1月4日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー吉祥院店 (京都市南区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2017年5月1日 更新日：2022年6月7日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー長浜店 (滋賀県長浜市)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2017年6月5日 更新日：2022年7月12日 (満了後は1年自動更新)
株式会社神戸物産	業務スーパー出来島駅前店 (大阪市西淀川区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2018年12月7日 満了日：2024年1月23日 (更新規定あり)
株式会社神戸物産	業務スーパー西陣店 (京都市上京区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2019年2月20日 満了日：2024年3月21日 (更新規定あり)
株式会社神戸物産	業務スーパー北白川店 (京都市左京区)	「業務スーパー」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日：2020年10月23日 満了日：2025年12月16日 (更新規定あり)
株式会社コメダ	珈琲所コメダ珈琲店亀岡千代川店 (京都府亀岡市)	「コメダ珈琲店」を展開するためのフランチャイズ契約	契約日(注)：2020年5月18日 満了日：2030年5月17日 (再契約規定あり)

サト・アー克蘭 ドフードサービス 株式会社	かつや大津瀬田店 (滋賀県大津市)	「かつや」を展開するための フランチャイズ契約	契約日：2016年4月1日 更新日：2021年12月1日 (満了後は5年自動更新)
株式会社神戸物産	馳走菜出来島駅前店 (大阪市西淀川区)	業務スーパー出来島駅前店内 において「馳走菜」を展開す るためのフランチャイズ契約	契約日：2019年10月21日 満了日：2024年11月20日 (更新規定あり)
株式会社神戸物産	馳走菜西陣店 (京都市上京区)	業務スーパー西陣店内におい て「馳走菜」を展開するた めのフランチャイズ契約	契約日：2019年2月20日 満了日：2024年3月21日 (更新規定あり)
株式会社神戸物産	馳走菜篠店 (京都府亀岡市)	業務スーパー篠店内において 「馳走菜」を展開するた めのフランチャイズ契約	契約日：2021年2月26日 満了日：2026年3月27日 (更新規定あり)
株式会社神戸物産	業務スーパー大津神領店 (滋賀県大津市)	「業務スーパー」を展開する ためのフランチャイズ契約	契約日：2020年10月16日 満了日：2026年9月1日 (更新規定あり)
株式会社神戸物産	馳走菜大津神領店 (滋賀県大津市)	業務スーパー大津神領店内に おいて「馳走菜」を展開す るためのフランチャイズ契約	契約日：2020年10月16日 満了日：2026年9月1日 (更新規定あり)
株式会社神戸物産	業務スーパー住之江店 (大阪市住之江区)	「業務スーパー」を展開する ためのフランチャイズ契約	契約日：2021年3月10日 満了日：2026年4月14日 (更新規定あり)
株式会社神戸物産	業務スーパー堺山本町店 (大阪府堺市堺区)	「業務スーパー」を展開する ためのフランチャイズ契約	契約日：2022年3月11日 満了日：2027年4月14日 (更新規定あり)
株式会社コメダ	珈琲所コメダ珈琲店京都 洛西店 (京都市西京区)	「コメダ珈琲店」を展開する ためのフランチャイズ契約	契約日：2022年4月1日 満了日：2032年3月31日 (再契約規定あり)

(注) 当初の契約期間は2013年3月15日から2023年3月14日まででしたが、店舗移転のため新契約を締結致しました。表中の契約期間は、移転後の新契約のものであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は968,888千円で、前事業年度末に比べ140,719千円増加しております。これは売掛金が55,480千円、商品及び製品が54,784千円、現金及び預金が26,313千円、仕掛品が7,272千円それぞれ増加したことなどによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は1,719,181千円で、前事業年度末に比べ48,980千円減少してお

ります。これは建物が123,347千円、リース資産が18,348千円増加した一方で、建設仮勘定が188,652千円減少したことなどによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,490,052千円で、前事業年度末に比べ134,296千円増加しております。これは未払金が68,145千円減少した一方で、短期借入金が78,659千円、買掛金が51,059千円、未払法人税等が29,193千円それぞれ増加したことなどによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は964,565千円で、前事業年度末に比べ120,492千円減少しております。これは長期借入金が117,574千円減少したことなどによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は233,452千円で、前事業年度末に比べ77,935千円増加しております。これは当期純利益を77,075千円計上したことなどによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」に記載しております。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資等の総額は298,029千円（長期前払費用並びに敷金及び保証金を含む。）であり、主に新規出店に伴う店舗設備の導入等によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社における報告セグメントは小売事業のみであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当事業年度の当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2023年3月31日

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)								従業員 数(名)
		建物	構築物	車両 運搬具	器具及び 備品	リース 資産	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア	合計	
京都府エリア 業務スーパー亀岡店な ど他15店舗 (京都府亀岡市他)	店舗 設備	331,090	18,097	694	26,987	42,532	291,010 (1,508)	—	710,413	62 (146)
滋賀県エリア 業務スーパー栗東店 など他5店舗 (滋賀県栗東市他)	店舗 設備	38,744	7,043	—	5,848	22,521	—	—	74,156	20 (41)
大阪府エリア 業務スーパー西淀川店 など他5店舗 (大阪市西淀川区他)	店舗 設備	225,844	14,340	—	3,080	73,920	—	—	317,185	14 (45)
本社 (京都府亀岡市)	管理 設備他	—	—	0	—	44,070	—	2,520	46,590	10 (2)
合計		595,680	39,480	694	35,916	183,044	291,010 (1,508)	2,520	1,148,346	106 (234)

- (注) 1. リース資産は有形リース資産、無形リース資産の合計額を記載しております。
2. 従業員数は就業人員数であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期中平均雇用人員(1日7時間45分換算)であります。
3. 上記の他、主要な賃借をしている設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	当事業年度における賃借料 (千円)
京都府エリア	店舗等	188,245
滋賀県エリア	店舗等	61,251
大阪府エリア	店舗等	95,200

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	予定売場面 積(㎡)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
京都府1店舗	店舗設備	248,200	11,461	自己資金及び 借入金	2023年8月	2023年10月	839

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	260,000	40,000	220,000	220,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。
計	260,000	40,000	220,000	220,000	—	—

(注) 当社は、2023年3月31日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年10月31日 (注1)	1,000	2,200	60,000	90,000	—	30,000
2021年12月3日 (注2)	217,800	220,000	—	90,000	—	30,000

- (注) 1. 2021年10月31日を払込期日とする有償第三者割当増資による新株式1,000株(発行価格60,000円、資本組入額60,000円、主な割当先 渡邊裕昭 2021年3月31日付で当社代表取締役社長を退任しています)発行により、資本金60,000千円増加しております。
2. 2021年11月15日開催の取締役会決議により、2021年12月3日付で普通株式1株を100株とする株式分割を実施し、株式数は217,800株増加し、220,000株となっております。

(6)【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	59	59	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	2, 200	2, 200	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(7) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
渡邊 裕昭	京都府亀岡市	137,800	62.64
渡邊 裕文	京都府亀岡市	11,000	5.00
谷 龍一郎	京都府亀岡市	9,300	4.23
九里 亨	京都府亀岡市	7,600	3.45
岡野 圭子	京都府亀岡市	7,000	3.18
石橋 覚	京都府京都市西京区	6,000	2.73
渡邊 丈洋	京都府亀岡市	3,600	1.64
渡邊 恵也	京都府亀岡市	3,600	1.64
竹内 理	京都府京都市山科区	3,500	1.59
渡邊 久美恵	京都府亀岡市	3,400	1.55
藤本 純子	京都府亀岡市	3,400	1.55
計	—	196,200	89.18

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 220,000	2,200	権利内容に何ら限定のない当社における 標準となる株式であり、単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	220,000	—	—
総株主の議決権	—	2,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとして事業経営にあたっております。このため、安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、各期の業績を十分勘案した配当によって利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、配当性向の目標を、当期純利益の5%としております。当期につきましては期末配当を18円とし、上場記念配当7円と合わせた年間配当金は25円となります。次期につきましては、期末配当を25円とし、年間配当は1株当たり25円となる予定としております。剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額(円)
2023年6月28日 定時株主総会決議	5,500	25.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第26期	第27期	第28期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
最高(円)	—	—	2,407
最低(円)	—	—	2,407

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 当社株式は、2023年3月31日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月	2023年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	2,407
最低(円)	—	—	—	—	—	2,407

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。

2. 当社株式は、2023年3月31日に東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 6名 女性 2名 （役員のうち女性の比率 25.0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	谷 龍一郎	1973 年 1 月 4 日	1998年 4 月 1998年 4 月 2002年 6 月 2006年 6 月 2007年 6 月 2020年 6 月 2021年 4 月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 当社 転籍 当社 取締役副社長就任 当社 代表取締役就任 (現任)	(注 1)	(注 5)	9,300
取締役	副社長	九里 亨	1969 年 10 月 23 日	1992年 4 月 1994年 8 月 1994年 8 月 1996年 6 月 2006年 6 月 2007年 6 月 2021年 4 月	(株)たけびし 入社 (株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 取締役就任 当社 専務取締役就任 当社 転籍 当社 取締役副社長就任 (現任)	(注 1)	(注 5)	7,600
取締役	専務 業務スーパー 事業部長	大西 正浩	1976 年 5 月 27 日	2004年 4 月 2004年 4 月 2007年 6 月 2008年 5 月 2010年 2 月 2015年 4 月 2016年 6 月 2018年 9 月 2021年 4 月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 転籍 (株)黒澤楽器店 入社 当社 入社 当社 業務スーパー事業部長就任 (現任) 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 当社 専務取締役就任 (現任)	(注 1)	(注 5)	2,000
取締役	常務 酒類事業部長	石橋 覚	1975 年 10 月 23 日	1998年 9 月 1998年 9 月 2007年 6 月 2007年 6 月 2021年 4 月 2022年 3 月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 転籍 当社 取締役就任 当社 常務取締役就任 (現任) 当社 酒類事業部長就任 (現任)	(注 1)	(注 5)	6,000
取締役	飲食事業部長	石原 督司	1973 年 5 月 8 日	1992年 4 月 1999年 4 月 2007年 6 月 2019年 1 月 2019年 1 月 2020年 6 月	(株)三煌産業 入社 (株)サンフェステ 出向 当社 転籍 当社 執行役員就任 当社 飲食事業部長就任 (現任) 当社 取締役就任 (現任)	(注 1)	(注 5)	2,000
監査役 (注 6)	—	長谷川 賢嗣	1954 年 10 月 31 日	1977年 4 月 2010年 3 月 2020年 4 月 2021年 4 月	安田生命保険相互会社入社 京都市立吉祥院小学校校長 京都市生涯学習振興財団主事 当社 監査役就任 (現任)	(注 2)	(注 5)	200
監査役	—	岡野 圭子	1959 年 10 月 21 日	1978年 4 月 1984年 1 月 2001年 7 月 2004年 7 月 2017年 5 月 2022年 7 月	三井銀行西陣支店入行 (株)ロードスター京都経理部入社 (株)サンフェステ パート入社 当社 正社員 当社 執行役員就任 当社 監査役就任 (現任)	(注 3)	(注 5)	7,000
監査役 (注 6)	—	黒田 朱美	1974 年 1 月 20 日	2000年10月 2001年 4 月 2004年 8 月 2006年 5 月 2008年 9 月 2009年10月 2013年 1 月 2021年11月 2022年 9 月	中央青山監査法人 (現 PwC 京都監査法人) 入所 アクタス元監査法人 (現太陽有限責任監査 法人) 公認会計士黒田朱美事務所開所 PricewaterhouseCoopers (Vietnam) Limited 入社 税理士法人プライスウォーターハウスクー パース (現 PwC 税理士法人) 入所 Bond University 経営学修士取得 株式会社フェアコンサルティング入社 ブリッジコンサルティンググループ株式会 社入社 当社 監査役就任 (現任)	(注 4)	(注 5)	—
計								34,100

- (注) 1. 2023 年 3 月期に係る定時株主総会終結時から 2025 年 3 月期に係る定時株主総会終結時までであります。
2. 2021 年 12 月 3 日開催の臨時株主総会終結時から 2024 年 3 月期に係る定時株主総会終結時までであります。
3. 2022 年 7 月 21 日から 2026 年 3 月期に係る定時株主総会終結時までであります。
4. 2022 年 9 月 20 日開催の臨時株主総会終結時から 2026 年 3 月期に係る定時株主総会終結時までであります。
5. 2023 年 3 月期における役員報酬の総額は、42,803 千円を支給しております。
6. 監査役 長谷川賢嗣と黒田朱美は、社外監査役であります。
7. 当社では、担当業務に高いスキルを持つ人材を活用し、更なる業容・事業拡大を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員の役名、主な職名及び氏名は次のとおりであります。

役名	主な職名	氏名
執行役員	業務スーパー統括店長	塩貝 毅
執行役員	酒類事業部 部長	阪本 雄一
執行役員	青果事業部 部長	山崎 彬
執行役員	業務スーパー滋賀北 ブロック長	中村 正憲
執行役員	経営企画室 室長	山根 幸治
執行役員	総務部長	中西 吉久
執行役員	業務スーパー京都北 ブロック長	豊原 基泰

8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
中川 正茂	1973年10月6日	1996年10月 中央監査法人（現 PwC京都監査法人）京都事務所入所 2004年4月 中川公認会計士事務所開設 代表者（現任） 2004年6月 株式会社J E U G I A（現 株式会社十字屋）社外監査役就任 2016年6月 株式会社J E U G I A（現 株式会社十字屋）取締役（監査等委員）就任 2020年7月 株式会社十字屋 社外取締役就任（現任）	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。これらを実現するためには、下部組織へ権限委譲を進めていくことにより、組織運営を明確化する組織体制作りと、経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

② 企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は、会社法にもとづく機関として株主総会、取締役会及び監査役を設置しており、取締役及び監査役は株主総会にて選任されております。取締役によって構成された取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査役は独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は5名の取締役で構成されております。監査役出席の下、法令又は定款に定めるもののほか、経営上の意思決定、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定時取締役会を月1回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

b. 監査役

当社は、監査役制度を採用しており監査役は3名です。監査役監査規程に基づき、監査役の監査方針を定めております。監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。また内部監査部と緊密な連携を保ち、定期的な情報・意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

c. 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の内部監査部にて実施されます。専任担当者2名が内部監査業務を担当しております。内部監査部は、翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき監査を実施します。それは全ての部門、店舗を対象としており、業務運営の効率性・合理性及び法令等の遵守について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として、社長へ報告しております。

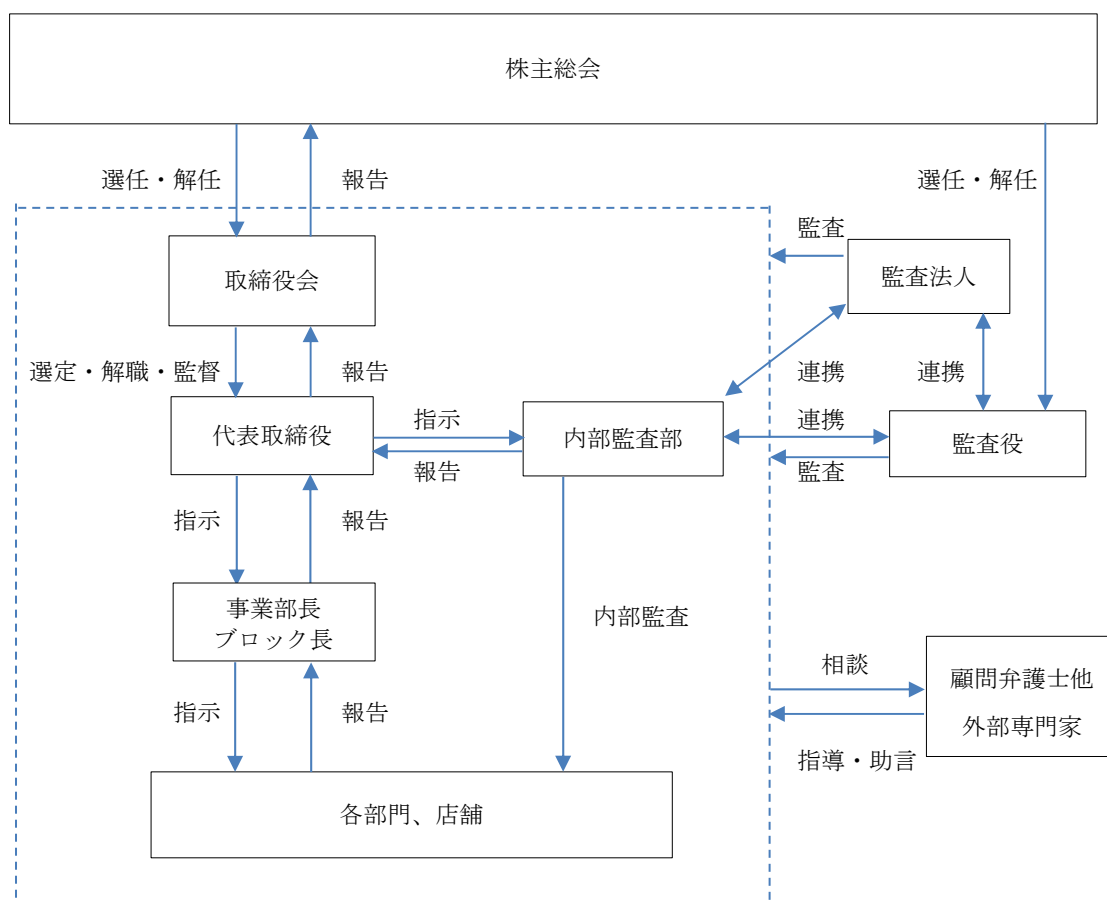
d. 会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2023年3月期において監査を執行した公認会計士は岩永憲秀氏、三王知行氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名その他1名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

企業統治の体制の概要

当社の提出日現在における企業統治の体制の模式図は、次のとおりであります。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄の組織として内部監査部を設置し、専任担当者2名が内部監査業務を担当しております。内部監査部は、翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき監査を実施します。それは全ての部門、店舗を対象としており、業務運営の効率性・合理性及び法令等の遵守について監査を行い、その内容は監査結果報告及び問題点の改善指示として、社長へ報告しております。

また内部監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

当社の監査役は3名で、監査役監査規程に基づき、監査役の監査方針を定めております。監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。また業務執行における法令遵守の状況及び会計監査における監査法人の独立性についても監査対象であり、株主総会への事業報告及び計算書類についての監査を実施しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築するとともに、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や各業務に係る規程やマニュアル等を整備し、その適切な運用を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、社外取締役を選任しておりません。社外取締役の選任にあたっては、当社の中長期的な企業価値の向上に資する経営判断に助言を行っていただく資質が必要とされます。そのため、当社の属する業界や当社の事業に関しての知見を有しているなど、適任者の選任に時間を要していることから選任に至っておりませんが、継続して当社の経営課題として検討して参ります。社外監査役については2名選任しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員の報酬については、2020年6月17日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200,000千円、監査役の報酬限度額を年額20,000千円とすると決議されております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	退職金	
取締役	36,960	36,960	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	2,400	2,400	—	1
社外役員	3,443	3,393	50	3

(注) 上記の表には、2022年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名を含んでおります。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は6名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

⑬ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	14,300	—
計	14,300	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模、業務の特性、監査時間を勘案して、監査報酬を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（2）当社の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	193,690	※2	220,003
売掛金		254,105		309,586
商品及び製品		266,632		321,417
仕掛品		3,397		10,670
原材料及び貯蔵品		3,614		2,780
前払費用		35,353		38,088
その他		72,055		66,380
貸倒引当金		△680		△38
流動資産合計		828,168		968,888
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）		472,332		595,680
構築物（純額）		31,855		39,480
車両運搬具（純額）		1,114		694
器具及び備品（純額）		47,986		35,916
土地	※2	291,010	※2	291,010
リース資産（純額）		164,646		141,044
建設仮勘定		200,114		11,461
有形固定資産合計	※1	1,209,060	※1	1,115,288
無形固定資産				
ソフトウェア		—		2,520
リース資産		50		42,000
無形固定資産合計		50		44,520
投資その他の資産				
投資有価証券		8,433		11,131
出資金		8,210		8,210
長期前払費用		13,477		24,630
敷金及び保証金		381,985		381,561
繰延税金資産		50,810		50,154
その他		96,134		83,684
投資その他の資産合計		559,051		559,372
固定資産合計		1,768,161		1,719,181
資産合計		2,596,330		2,688,070

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	445,162	496,221
短期借入金	※ 2、3 240,000	※ 2、3 318,659
1 年以内返済予定長期借入金	※ 2 201,240	※ 2 226,956
リース債務	71,292	81,222
未払金	127,634	59,489
未払費用	89,947	99,482
未払法人税等	2,462	31,655
未払消費税等	35,108	33,082
前受金	373	223
預り金	96,550	95,544
前受収益	440	440
賞与引当金	20,705	21,108
契約負債	24,837	25,761
その他	—	204
流動負債合計	1,355,756	1,490,052
固定負債		
長期借入金	※ 2 867,020	※ 2 749,446
長期未払金	46,494	30,025
リース債務	116,181	122,563
役員退職慰労引当金	51,861	59,030
その他	3,500	3,500
固定負債合計	1,085,058	964,565
負債合計	2,440,814	2,454,618
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
資本準備金	30,000	30,000
資本剰余金合計	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	580	580
その他利益剰余金		
別途積立金	5,000	5,000
繰越利益剰余金	29,820	106,895
利益剰余金合計	35,400	112,475
株主資本合計	155,400	232,475
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	116	976
評価・換算差額等合計	116	976
純資産合計	155,516	233,452
負債純資産合計	2,596,330	2,688,070

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
売上高	※ 1	10,375,815	※ 1	11,868,003
売上原価				
商品及び製品期首棚卸高		232,400		266,632
当期製品製造原価		1,100		9,618
当期商品仕入高		8,368,127		9,563,349
合計		8,601,628		9,839,600
商品及び製品期末棚卸高		266,632		321,417
売上原価合計		8,334,995		9,518,183
売上総利益		2,040,820		2,349,820
販売費及び一般管理費	※ 2	1,928,460	※ 2	2,227,957
営業利益		112,359		121,863
営業外収益				
受取利息		3		3
受取配当金		331		385
受取家賃		2,344		4,800
保険解約益		20		2,927
助成金収入		23,554		1,193
リサイクル収入		1,146		1,760
その他		6,402		5,569
営業外収益合計		33,802		16,640
営業外費用				
支払利息		18,945		19,177
保険解約損		—		255
その他		1,421		1,291
営業外費用合計		20,366		20,724
経常利益		125,795		117,779
特別損失				
減損損失	※ 3	119,929	※ 3	468
特別損失合計		119,929		468
税引前当期純利益		5,865		117,311
法人税、住民税及び事業税		16,260		40,034
法人税等調整額		29,396		201
法人税等合計		45,657		40,235
当期純利益又は当期純損失 (△)		△39,791		77,075

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	2,747	61.1	9,532	56.4
II 労務費		1,001	22.3	4,799	28.4
III 経費	※2	749	16.7	2,558	15.1
当期総製造費用		4,497	100.0	16,890	100.0
仕掛品期首棚卸高		—		3,397	
合 計		4,497		20,288	
仕掛品期末棚卸高		3,397		10,670	
当期製品製造原価		1,100		9,618	

※1 前事業年度の中間製品の仕入高 1,087 千円は、材料費中で処理しております。

※2 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)
修繕費	341	123
地代家賃	240	960
消耗品費	2	454

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	30,000	30,000	30,000	580	5,000	72,612	78,192	138,192
当期変動額								
新株の発行	60,000							60,000
剰余金の配当						△3,000	△3,000	△3,000
当期純損失（△）						△39,791	△39,791	△39,791
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	60,000	－	－	－	－	△42,791	△42,791	17,208
当期末残高	90,000	30,000	30,000	580	5,000	29,820	35,400	155,400

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	93	93	138,285
当期変動額			
新株の発行			60,000
剰余金の配当			△3,000
当期純損失（△）			△39,791
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	17,231
当期末残高	116	116	155,516

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	90,000	30,000	30,000	580	5,000	29,820	35,400	155,400
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
当期純利益						77,075	77,075	77,075
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	77,075	77,075	77,075
当期末残高	90,000	30,000	30,000	580	5,000	106,895	112,475	232,475

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	116	116	155,516
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
当期純利益			77,075
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	860	860	860
当期変動額合計	860	860	77,935
当期末残高	976	976	233,452

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31 日)	当事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	5,865	117,311
減価償却費	119,204	135,475
差入保証金償却額	4,077	5,179
減損損失	119,929	468
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△150	△641
賞与引当金の増減額(△は減少)	8,705	403
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6,792	7,168
受取利息及び受取配当金	△334	△389
支払利息	18,945	19,177
保険解約損益(△は益)	△20	△2,671
助成金収入	△23,554	△1,193
売上債権の増減額(△は増加)	△108,452	△55,480
棚卸資産の増減額(△は増加)	△41,243	△61,223
仕入債務の増減額(△は減少)	37,288	51,059
未払金の増減額(△は減少)	△34,372	11,370
未払費用の増減額(△は減少)	19,615	9,534
契約負債の増減額(△は減少)	2,081	923
その他	△11,558	24,028
小計	122,820	260,499
利息及び配当金の受取額	334	389
利息の支払額	△17,360	△17,887
助成金の受取額	23,554	1,193
法人税等の還付額	—	9,109
法人税等の支払額	△58,110	△10,612
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,237	242,691
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△122,002	△52,502
定期預金の払戻による収入	42,002	72,505
投資有価証券の取得による支出	△1,341	△1,384
有形固定資産の取得による支出	△229,337	△95,398
無形固定資産の取得による支出	—	△47,700
敷金及び保証金の差入による支出	△50,415	△7,585
敷金及び保証金の回収による収入	95	7,500
保険積立金の増加による支出	△9,104	△13,128
保険積立金の解約による収入	291	5,266
その他	5,011	4,050
投資活動によるキャッシュ・フロー	△364,798	△128,377

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	90,000	78,659
長期借入金の借入による収入	874,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△551,968	△391,858
社債の償還による支出	△70,000	—
リース債務の返済による支出	△77,154	△78,829
株式の発行による収入	60,000	—
配当金の支払額	△3,000	—
セール・アンド・リースバックによる収入	—	49,500
その他	△16,469	△16,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	305,407	△58,997
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	11,846	55,315
現金及び現金同等物の期首残高	34,299	46,146
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 46,146	※ 1 101,462

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 商品

主として売価還元法を採用しております。

(2) 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～34年
----	-------

器具及び備品	3～17年
--------	-------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売

①小売事業

小売事業においては、主に食料品及び酒類の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。売上時に付与したポイントについては、顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として利用したときに売上高に振り替えております。

②その他の事業

その他の事業においては、主に飲食の提供及び酒類の販売を行っております。このような商品の販売に

については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損に係る見積り

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	119,929	468
有形固定資産	1,209,060	1,115,288
無形固定資産	50	44,520
投資その他の資産(注)	67,928	63,704

(注) 投資その他の資産につきましては、減損損失の計上対象となる金額を記載しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 減損損失に係る算出方法の概要

当社では財務諸表の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。減損の兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、減損損失の金額を測定し、財務諸表へ計上します。

固定資産のグルーピングは、店舗単位に業績管理を行っておりますので、各店舗をグルーピングの単位としております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等と実績との比較、経営環境、市場価格の状況及び景気動向など、当社が入手可能な情報に基づいて判定を行っております。このうち、事業計画等は取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社の過去の経験と入手可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれます。なお、新規出店店舗については、予め合理的な事業計画を策定しており、当該計画にて当初より継続してマイナスとなることが予定される場合、実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しないものとして取り扱っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定します。

なお、減損の兆候の把握、減損損失の認識の判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業環境の変化により当初想定していた収益が見込めなくなった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、国内外の感染症の動向やその影響等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(棚卸資産の評価方法の変更)

従来、商品に係る評価方法について、最終仕入原価法を採用しておりましたが、当事業年度より、売価還元法による低価法に変更しております。

この変更は、在庫管理システムの見直しを契機に、棚卸資産の帳簿価額についてより実態に即した価額を反映させることを目的として行ったものです。

なお、当中間会計期間においては、当事業年度で採用した会計方針を採用しておりません。これは、在庫管理システムが下半期に移働したことによります。

当中間会計期間で当事業年度と同一の会計方針を採用した場合、当中間会計期間に与える影響は軽微であります。当該会計方針の変更が過去の期間に与える影響額は軽微であるため、前事業年度の財務諸表については遡及適用しておりません。

この会計方針の変更による影響額は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取家賃」、「保険解約益」、「リサイクル収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた9,914千円は、「受取家賃」2,344千円、「保険解約益」20千円、「リサイクル収入」1,146千円、「その他」6,402千円として組み替えております。

(追加情報)

(新規出店)

1. 当該事象の内容

(1) 当該事象の概要

当社は、新規出店について2023年1月16日開催の取締役会において決議のうえ承認いたしました。

(2) 出店計画の概要

出店地域	京都府
業種	小売業
取扱商品	食品、酒類、惣菜
出店面積	839 m ²
開業時期	2023年10月1日

出店エリアの人口分布は35～44歳がボリュームゾーンであり、3人以上世帯が50%以上となっております。今後更なる人口の増加が見込める地域でもあります。近隣のスーパーとも競合とはなりにくいと見込めることから出店することといたしました。

(3) 出店の日程

- ① 取締役会決議日 2023年1月16日
- ② 出店日 2023年10月1日

2. 当該事象の財務諸表に与える影響額

翌事業年度に与える影響につきましては、新規出店に係る投資額等が約236,738千円、年間売上は291,680千円を見込んでおります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	555,205千円	686,470千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
現金及び預金	55,004千円	55,005千円
土地	291,010	291,010
建物	6,235	5,319
計	352,250	351,336

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期借入金	100,000千円	109,141千円
1年以内返済予定長期借入金	38,676	78,684
長期借入金	214,690	303,496
計	353,366	491,321

※3 当座貸越契約

当社は運転資金等の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額の総額	460,000千円	610,000千円
借入実行残高	240,000	318,659
差引額	220,000	291,340

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給与手当	785,449千円	878,568千円
地代家賃	312,675	344,697
減価償却費	119,204	135,475
賞与引当金繰入額	20,705	21,108
役員退職慰労引当金繰入額	6,792	7,181
貸倒引当金繰入額	△150	△641
おおよその割合		
販売費	92.9%	91.1%
一般管理費	7.1%	8.9%

※3 減損損失

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
サンフェステ本店 （京都府亀岡市）	店舗用設備等	車両運搬具、 器具及び備品、土地	119,929

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

種類	減損損失（千円）
車両運搬具	1,050
器具及び備品	420
土地	118,459
合計	119,929

なお、当資産グループの回収可能価額のうち、土地については正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額に基づいて評価を行っております。またそれ以外の資産については、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零としております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
サンフェステ本店 （京都府亀岡市）	店舗用設備等	器具及び備品	468

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスの店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

種類	減損損失（千円）
器具及び備品	468
合計	468

なお、当資産グループの回収可能価額のうち、土地については正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額に基づいて評価を行っております。またそれ以外の資産については、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローがマイナスのため回収可能価額を零としております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	1,200	218,800	—	220,000

（注）（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

第三者割当による新株式の発行による増加 1,000株

株式分割による増加 217,800株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通株式	3,000	2,500	2021年3月31日	2021年6月16日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	220,000	—	—	220,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,500	利益剰余金	25	2023年3月31日	2023年6月29日

(注) 1株あたり配当額には上場記念配当7円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	193,690千円	220,003千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△147,543	△118,541
現金及び現金同等物	46,146	101,462

2. 重要な非資金取引の内容

(1) 新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	90,734 千円	90,640 千円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	99,702 千円	100,219 千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、小売事業における店舗設備、冷凍・冷蔵ケース、POS システム（器具及び備品）であります。

無形固定資産

店舗管理ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入、社債の発行及び新株発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は全て円建てであり、預金の大半が要求払預金であります。営業債権である売掛金は1年以内の回収期日であり顧客及びクレジット会社の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に当社が出店している物件に係る不動産賃貸契約及びフランチャイズ契約に基づくものであり、契約を解消する場合に回収する権利がありますが差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金等は全て1ヶ月以内の支払期日であります。借入金、リース債務及び長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、リスク管理規程に従い、営業債権について、経理担当部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、営業債権である売掛金は、ほとんどがクレジット売掛金であり、取引先は大手信販会社に限定しているため信用リスクは極めて少ないものと認識しております。

敷金及び保証金については、随時、事業部による信用状況に係る情報収集に努めています。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑えるために、主に固定金利を選択しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	8,432	8,432	—
(2) 敷金及び保証金	326,248	320,105	△6,143
(3) 投資その他の資産 (建設協力金) (※2)	16,537	16,215	△322
資産計	351,218	344,753	△6,465
(1) 長期借入金 (※3)	1,068,260	1,062,776	△5,483
(2) リース債務 (※4)	187,474	186,960	△513
(3) 長期未払金 (※5)	62,964	61,443	△1,521
負債計	1,318,698	1,311,180	△7,518

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区 分	前事業年度 (千円)
非上場株式	0
出資金	8,210

(※2) 流動資産の「その他」に含めている建設協力金を含めております。

(※3) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) リース債務は1年内返済予定のリース債務を含めております。

(※5) 長期未払金は1年内支払予定の長期未払金を含めております。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	11,131	11,131	—
(2) 敷金及び保証金	326,727	318,407	△8,320
(3) 投資その他の資産 (建設協力金) (※2)	12,487	12,175	△311
資産計	350,346	341,714	△8,632
(1) 長期借入金 (※3)	976,402	979,912	3,510
(2) リース債務 (※4)	203,786	200,567	△3,219
(3) 長期未払金 (※5)	46,494	45,928	△566
負債計	1,226,682	1,226,408	△274

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
出資金	8,210

(※2) 流動資産の「その他」に含めている建設協力金を含めております。

(※3) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) リース債務は1年内返済予定のリース債務を含めております。

(※5) 長期未払金は1年内支払予定の長期未払金を含めております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	193,690	—	—	—
売掛金	254,105	—	—	—
敷金及び保証金	90,130	105,424	43,608	87,085
建設協力金	4,050	11,550	937	—
合計	541,976	116,974	44,545	87,085

当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	220,003	—	—	—
売掛金	309,586	—	—	—
敷金及び保証金	160,537	73,519	52,689	39,981
建設協力金	4,050	8,437	—	—
合計	694,176	81,957	52,689	39,981

(注2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	240,000	—	—	—	—	—
長期借入金	201,240	201,240	200,365	196,736	151,817	116,862
リース債務	71,292	61,675	28,832	21,787	3,885	—
長期未払金	16,469	16,469	16,469	13,555	—	—
合計	529,002	279,385	245,667	232,079	155,702	116,862

当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	318,659	—	—	—	—	—
長期借入金	226,956	226,081	222,452	177,533	81,705	41,675
リース債務	81,222	48,770	42,126	24,634	7,031	—
長期未払金	16,469	16,469	13,555	—	—	—
合計	643,307	291,321	278,133	202,167	88,736	41,675

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

区 分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	8,432	—	—	8,432
資産計	8,432	—	—	8,432

当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

区 分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	11,131	—	—	11,131
資産計	11,131	—	—	11,131

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

区 分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	—	320,105	—	320,105
投資その他の資産 のその他 (建設協 力金)	—	16,215	—	16,215
資産計	—	336,320	—	336,320
長期借入金	—	1,062,776	—	1,062,776
リース債務	—	186,960	—	186,960
長期未払金	—	61,443	—	61,443
負債計	—	1,311,180	—	1,311,180

当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

区 分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	—	318,407	—	318,407
投資その他の資産 のその他 (建設協 力金)	—	12,175	—	12,175
資産計	—	330,583	—	330,583
長期借入金	—	979,912	—	979,912
リース債務	—	200,567	—	200,567
長期未払金	—	45,928	—	45,928
負債計	—	1,226,408	—	1,226,408

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

敷金及び保証金、投資その他の資産のその他 (建設協力金)

契約ごとに分類した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り

引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース契約毎に分類した当該長期リース債務の元利金を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

割賦契約毎に分類した当該長期未払金の元利金を、割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	(1) 株式	8,432	8,254	177
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	8,432	8,254	177
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		8,432	8,254	177

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額は投資有価証券 0 千円) については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含まれておりません。

当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	(1) 株式	11,131	9,639	1,492
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	11,131	9,639	1,492
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		11,131	9,639	1,492

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、特定退職金共済制度に加入しており、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への拠出額は、前事業年度 9,800 千円、当事業年度 10,890 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
減損損失	70,377 千円	64,451 千円
差入保証金	12,665	14,299
賞与引当金	8,223	8,394
役員退職慰労引当金	17,918	20,394
未払事業税	—	3,171
その他	1,564	1,385
繰延税金資産小計	110,749	112,096
評価性引当額 (注)	△58,949	△61,426
繰延税金資産合計	51,799	50,670
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△61	△515
未収還付事業税	△927	—
繰延税金負債合計	△989	△515
繰延税金資産の純額	50,810	50,154

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)
法定実効税率	34.55 %	— %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	—
住民税均等割	60.98	—
評価性引当額の増減	737.55	—
税額控除	△30.58	—
その他	△24.12	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	778.38	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は店舗等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	小売事業			その他の事業			合計
	業務 スーパー 事業	酒類小売 販売 事業	小計	酒類卸売 事業	飲食事業	小計	
一時点で移転される財	9,366,351	798,785	10,165,136	19,400	191,278	210,679	10,375,815
顧客との契約から生じる収益	9,366,351	798,785	10,165,136	19,400	191,278	210,679	10,375,815
外部顧客への売上高	9,366,351	798,785	10,165,136	19,400	191,278	210,679	10,375,815

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	小売事業			その他の事業			合計
	業務 スーパー 事業	酒類小売 販売 事業	小計	酒類卸売 事業	飲食事業	小計	
一時点で移転される財	10,771,324	770,773	11,542,097	23,015	302,890	325,906	11,868,003
顧客との契約から生じる収益	10,771,324	770,773	11,542,097	23,015	302,890	325,906	11,868,003
外部顧客への売上高	10,771,324	770,773	11,542,097	23,015	302,890	325,906	11,868,003

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(4) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）		
売掛金	145,652	254,105
顧客との契約から生じた債権（期末残高）		
売掛金	254,105	309,586
契約負債（期首残高）	22,756	24,837
契約負債（期末残高）	24,837	25,761

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、当事業年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。

前事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、16,328 千円であります。

また、前事業年度における契約負債の増加額は、当社が付与したポイントのうち期末時点において未行使分によるものであります。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、15,949 千円であります。

また、当事業年度における契約負債の増加額は、当社が付与したポイントのうち期末時点において未行使分によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度において、期末日後1年以内に約70%、残り約30%がその後1年以降に収益として認識されると見込んでおります。

当事業年度において、期末日後1年以内に約66%、残り約34%がその後1年以降に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、「小売事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

当社は、「小売事業」を単一の報告セグメントとしており、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

当社は、「小売事業」を単一の報告セグメントとしており、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	㈱三煌 産業 (注 2)	京都府 亀岡市	80,000	建設 事業	(被所有) — [73.36]	建築工事 等の取引	当社借入に 対する土 地・建物の 担保受入 (注 1)	303,035	—	—
						担保 受入	建築工事等 の取引	50,270	—	—

(注) 1. 当社の銀行からの借入金について、担保を受け入れておりますが、担保提供料は支払っておりません。

なお、2022 年 1 月に当該担保権はすべて解除されており、取引金額は担保権解除前の借入残高を記載しております。また、その結果、担保受入はすべて解消し、その他の関係会社に該当しないこととなりました。

2. 当社の大株主である渡邊裕昭及びその近親者が議決権の 99%を直接保有しておりますので、「役員及び主要株主等」にも該当します。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引条件と同様に決定しております。

4. 議決権等の所有(被所有)割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	渡邊裕昭	—	—	(株)三煌産 業代表取 締役社長	(被所有) 直接 62.64	債務 被保証 担保 受入	当社借入及 び社債に対 する債務 被保証 (注 1)	796,386	—	—
							当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注 2)	270,264	—	—
							当社リース に対する債 務被保証 (注 3)	26,669	—	—
							当社借入に 対する土 地、建物の 担保受入 (注 4)	303,035	—	—
							増資の引受 (注 5)	38,820	—	—
役員	谷 龍一郎	—	—	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 4.23	債務 被保証	当社仕入債 務に対する 債務被保証 (注 2)	338,622	—	—

- (注) 1. 当社の銀行からの借入金及び社債について、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。なお、2021 年 11 月末までに当該債務保証は全て解除されております。取引金額は債務保証解消時点の借入残高を記載しております。
2. 当社は仕入債務について、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。
(株)コメダに対する連帯保証人については、2021 年 9 月末までに、解除されております。取引金額は債務保証解消時点の仕入債務残高を記載しております。
また、(株)神戸物産に対する仕入債務の連帯保証人については、当社代表取締役社長 谷 龍一郎に変更しており、取引金額については、当事業年度末日現在の対応する債務残高を記載しております。
3. 当社はリース取引について、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。なお、2022 年 1 月末までに当該債務保証は全て解除されております。取引金額は債務保証解消時点のリース債務残高を記載しております。
4. 当社の銀行からの借入金について、担保を受け入れておりますが、担保提供料は支払っておりません。
なお、2022 年 1 月末までに当該担保権は全て解除されております。取引金額は担保権解除前の借入残高を記載しております。
5. 2021 年 10 月 13 日開催の臨時株主総会において決議された第三者割当増資により、1 株につき 60,000 円で当社の普通株式を引き受けたものであります。当該増資に際し第三者により実施された株価評価の結果を勘案の上、発行価額を合理的に決定しております。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引条件と同様に決定しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	谷 龍一郎	—	—	当社代表 取締役 社長	(被所有) 直接 4.23	債務 被保証	当社仕入 債務に対 する債務 被保証 (注1)	381,298	—	—
主要株主 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社 (当該会社 等の子会 社を含む)	(株)サンロ イヤル (注2)	京都府 亀岡市	10,000	ビジネス ホテル業	—	商品の 販売	商品販売	13,817	売掛 金	1,656

(注) 1. 当社は仕入債務について、債務保証を受けておりますが、保証料は支払っておりません。取引金額は㈱神戸物産に対する当事業年度末日現在の対応する債務残高を記載しております。

2. 当社の主要株主渡邊裕昭及びその近親者が議決権の過半数を所有する㈱三煌産業が議決権の 75%、当社の主要株主渡邊裕昭が議決権の 20%を直接保有しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	706 円 89 銭	1,061 円 15 銭
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり 当期純損失 (△)	△246 円 17 銭	350 円 34 銭

(注) 1. 当社は 2021 年 12 月 3 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失を算定しております。

2. 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△39,791	77,075
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△39,791	77,075
普通株式の期中平均株式数(株)	161,644	220,000

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	707,791	163,316	—	871,107	275,427	39,968	595,680
構築物	44,473	12,544	—	57,017	17,537	4,919	39,480
車両運搬具	6,114	—	—	6,114	5,419	420	694
器具及び備品	102,212	6,092	1,449 (468)	106,855	70,939	17,694	35,916
土地	291,010	—	—	291,010	—	—	291,010
リース資産	412,550	45,640	—	458,190	317,146	69,242	141,044
建設仮勘定	200,114	11,461	200,114	11,461	—	—	11,461
有形固定資産計	1,764,266	239,056	201,563 (468)	1,801,758	686,470	132,245	1,115,288
無形固定資産							
リース資産	3,000	45,000	—	48,000	6,000	3,050	42,000
ソフトウェア	—	2,700	—	2,700	180	180	2,520
無形固定資産計	3,000	47,700	—	50,700	6,180	3,230	44,520
長期前払費用	17,886	18,600	4,126	32,359	7,728	3,320	24,630

(注) 1. 有形固定資産の当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

資産の種類	事業の種類	事業所名	金額 (千円)
建物及び構築物	業務スーパー事業	業務スーパー堺山本町店	164,841
	飲食事業	コメダ珈琲京都洛西店	9,193
器具及び備品	飲食事業	コメダ珈琲京都洛西店	3,903
建設仮勘定	業務スーパー事業	京都府新規出店	11,461
リース資産 (有形)	業務スーパー事業	業務スーパー堺山本町店	45,640
リース資産 (無形)	本部	本社	45,000

2. 建設仮勘定の当該減少額は、本勘定への振替であります。なお、「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	240,000	318,659	1.63	—
1年以内に返済予定の長期借入金	201,240	226,956	0.91	—
1年以内に返済予定のリース債務	71,292	81,222	1.76	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	867,020	749,446	0.92	2024年10月10日～ 2029年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	116,181	122,563	2.01	2024年7月4日～ 2027年11月26日
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	16,469	16,469	—	—
長期割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	46,494	30,025	—	2025年11月25日～ 2026年2月26日
合計	1,558,698	1,545,342	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高及びリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、割賦未払金については、割賦料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で割賦未払金を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	226,081	222,452	177,533	81,705
リース債務	48,770	42,126	24,634	7,031
長期割賦未払金	16,469	13,555	—	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	680	38	—	680	38
賞与引当金	20,705	21,108	20,705	—	21,108
役員退職慰労引当金	51,861	7,181	12	—	59,030

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の金額は一般債権の洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	42,055
預金	
普通預金	59,407
定期預金	118,541
計	177,948
合計	220,003

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社神戸物産	186,727
株式会社ジェーシービー	57,288
トヨタファイナンス株式会社	36,106
株式会社コメダ	6,210
株式会社エースケータリング	2,278
その他	20,974
合計	309,586

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
254,105	4,640,329	4,584,849	309,586	93.7	22

ハ. 商品及び製品

区分	金額(千円)
商品	
業務スーパー事業	245,572
酒類小売販売事業	71,031
飲食事業	1,110
計	317,714
製品	
酒類	3,702
計	3,702
合計	321,417

ニ. 仕掛品

区分	金額(千円)
仕掛品	
主要材料	4,726
労務費	3,196
経費	1,802
その他	944
合計	10,670

ホ. 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
主要材料	2,182
計	2,182
貯蔵品	
補助材料	598
計	598
合計	2,780

へ. 敷金及び保証金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社神戸物産	192,000
株式会社コメダ	22,325
阪急阪神不動産株式会社	21,733
国分西日本株式会社	19,873
北島商事有限会社	16,067
その他	109,561
合計	381,561

② 負債の部

イ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社神戸物産	381,298
三陽物産株式会社	34,191
株式会社京都酒販	12,766
国分西日本株式会社	8,281
南但酒類販売株式会社	7,482
その他	52,201
合計	496,221

ロ. 短期借入金

区分	金額(千円)
京都北都信用金庫	109,141
京都信用金庫	109,052
京都中央信用金庫	100,465
合計	318,659

ハ. 長期借入金

区分	金額(千円)
京都北都信用金庫	347,367
株式会社京都銀行	236,017
株式会社三井住友銀行	140,745
京都中央信用金庫	125,620
株式会社滋賀銀行	80,818
株式会社みずほ銀行	45,835
合計	976,402

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

ニ. 長期未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井住友ファイナンス&リース株式会社	30,049
みずほリース株式会社	16,445
合計	46,494

(注) 1年内支払予定の長期未払金を含めて記載しております。

ホ. リース債務

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井住友ファイナンス&リース株式会社	107,883
リコーリース株式会社	50,476
みずほリース株式会社	45,426
合計	203,786

(注) 1年内支払予定のリース債務を含めて記載しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り（注）1 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://www.sunfeste.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）

1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
 - （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - （4）株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月29日

株式会社サンフェステ
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

岩永憲秀

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

三王知行

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンフェステの2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンフェステの2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上